

2 消安第 4310 号  
令和 3 年 1 月 5 日

農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第 5 条から第 19 条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」の一部改正について

今般、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「各府省は、・・・緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされました。これを踏まえ、押印を求める手続等の見直しのため、「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第 5 条から第 19 条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」（平成 30 年 11 月 30 日付け 30 消安第 4215 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。本通知は令和 3 年 1 月 5 日から施行することとします。

#### 記

「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第 5 条から第 19 条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」（平成 30 年 11 月 30 日付け 30 消安第 4215 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式 1 中「印」を削り、（注 2）を削り、（注 3）を（注 2）とし、（注 4）を（注 3）とする。

別記様式 2 中「印」を削り、（注 2）を削り、（注 3）を（注 2）とする。

別記様式 3 中「印」を削り、備考を削る。

別記様式 4 中「印」を削り、（注 2）を削り、（注 1）を（注）とする。